

○厚生労働省令第百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～五十 (略)</p> <p>五十一 (略)</p> <p>五十二 二―(エチルアミノ)―二―フェニルシクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>五十三 (略)</p> <p>五十四～二百二十二 (略)</p> <p>二百二十三 (略)</p> <p>二百二十四 メチル二―「一―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類</p> <p>二百二十五 (略)</p> <p>二百二十六～二百六十八 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～五十 (略)</p> <p>五十一 二―(エチルアミノ)―二―(チオフェン―二―イル)シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>五十二 N―エチル―N―イソプロピル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類</p> <p>五十三～二百二十一 (略)</p> <p>二百二十二 メチル二―「二―(五―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>二百二十三 メチル二―「一―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート及びその塩類</p> <p>二百二十四～二百六十六 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。